

## 介護福祉士修学資金等貸付事業 離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 募集要項

### 制度の概要

この制度は、離職した介護人材のうち一定の知識及び経験を有する方に対し、介護職員等として再就職するための準備資金を貸し付けることにより、潜在介護福祉士等の呼び戻しを促進することを目的としています。

### 本制度における「介護職員等」の定義について

本制度において「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者のことです。

### 1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 岡山県内に住民登録している方又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に介護職員等として就労した方
- (2) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方として認められる次のいずれかに該当する方
  - ①介護福祉士
  - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方
  - ③介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級課程、ホームヘルパー2級課程を修了した方
- (3) (2)に掲げる方として、介護職員等としての実務経験を、1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方
- (4) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した方若しくは就労を予定している方  
※ただし、直近の介護職員等としての離職日から1年（疾病や負傷の療養、出産や育児、親族の介護、その他介護事業所間の転職ではないことが明らかな特段の理由により離職している場合は、3か月）以内に介護職員等として就労した方（就労を予定している方を含む。）は、貸付対象となりません。
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、岡山県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行っている方  
※岡山県福祉人材センターの求職登録又は「介護の資格届出制度」の届出に限ります。

### **他制度との併用について**

離職した介護人材の再就職準備金と趣旨が同様の他制度を利用する方は、原則として貸付対象となりません。

ただし、他制度の利用を中止して離職した介護人材の再就職準備金を利用する方については、貸付対象となります。

加えて、離職した介護人材の再就職準備金による貸付けを受けようとする方が他制度（国庫補助事業等を除く。）との併用を希望する場合であって、貸付けの審査により他制度との併用が真にやむを得ないと認められた場合についても貸付対象となります。

### **2 貸付額：400,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り。**

[再就職準備金の使途の例]

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護にかかる軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験料又は参考図書等の購入費
- 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の費用
- 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車又はバイクの購入費

### **3 貸付利子：無利子**

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

### **4 総定員：各年度15名程度（予定）**

※総定員のうち、年度上半期（4月～9月）の定員は、最大10名程度の予定です。

※定員充足状況等、定員に関する情報については、岡山県社会福祉協議会ホームページで随時お知らせしています。残りの定員数に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

※年度途中で定員に達した場合、募集を終了させていただきます。

### **5 連帯保証人：1名必要**

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。ただし、借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人は、法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければなりません。

(1) 日本国に住所を有する方

(2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方

(3) 確実な保証能力を有する成年者の方

※保証能力については、原則として住民税所得割を課税されていること又は貸付額の3倍以上の収入（年収）があることを以って確認させていただきます。

※(3)の要件に加えて、連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営んでいる方であることが望ましいです。

※連帯保証人の状況により、貸付けが認められない場合があります。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、回答いたしかねます。

## 6 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

### 資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる事由の例

- (1) 死亡したとき
- (2) 貸付金を貸付事業の目的以外に流用したとき
- (3) 虚偽の申込その他不正な手段による借入を行ったとき

## 7 貸付金の返還免除

以下のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 介護職員等として就労した日から、岡山県内において、2年間（在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上）引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

## 8 収 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準として決定します。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

### 申込方法等

#### 1 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページにて最新の情報（募集状況等）を確認の上、申請に必要な様式を印刷して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

#### 2 申込期限

内定等により介護職員等として就職することが決まったときから申し込みが可能です。

なお、介護職員等として再就職した後で申し込む場合には、原則として就職後1か月以内にお申し込み下さい。

#### 3 申込時の必要書類

- (1) 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（兼離職した介護人材の再就職準備金利用計画書）  
(様式第1号-3)
- (2) 資格証明書又は研修修了書の写し

(3) 返還免除対象業務等従事証明書（様式第16号）

※「資格証明書の写し又は研修修了書の写し」に記載された資格登録日又は研修終了日以降に、介護職員等としての実務経験を1年以上有していることの証明が必要です。

(4) 雇用（内定・決定）証明書（離職した介護人材の再就職準備金借入申込者用）（様式第19号）

(5) 申込者及び連帯保証人の住民票の写し

※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）

(6) 連帯保証人の所得・課税証明書（最新の所得に対応するもの）

※住民税の課税状況が確認できるもの

(7) 個人情報の取扱いについての同意書

#### 4 貸付決定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

#### 5 貸付決定後の提出書類

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。期限までに本会へ提出がなければ、借り入れを辞退したものとみなします。

(1) 借用証書（未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）

(2) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通

※市町村から3か月以内に交付されたものに限ります。

(3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限ります。）

#### 申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

TEL 086-226-3544（直通）

#### 岡山県福祉人材センターの登録・届出に関する問い合わせ先

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 岡山県福祉人材センター

TEL 086-226-3507（直通）